

—国土交通省—

河道掘削に伴う建設発生土について、他の建設工事に有効に利用することにより、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図るよう、また、河道掘削工を除根を伴う樹木伐採工と同一契約で実施する場合には、伐採樹木の根株等の体積分の数量を控除して適切に掘削土量を算定するよう改善させたもの

支	建設発生土を有効利用することにより低減できた工事費に係る交付金相当額 (交付金事業) (1)	3 9 3 2 万円
支	掘削土量から根株等の体積分の数量が控除されていなかったため過大に算定されていた工事費 (直轄事業)	1 6 6 万円
支	同交付金事業分に係る交付金相当額(交付金事業) (2)	7 1 3 万円
支	(1)及び(2)の計(交付金事業)	4 6 4 5 万円

1 河道掘削に伴う建設発生土の概要

(1) 河道掘削工、樹木伐採工等の概要

国土交通省は、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を踏まえるなどして、樹木伐採・河道掘削等の緊急対策を直轄事業及び交付金事業として実施している。

河道掘削工は、河川区域における現況の断面の土砂を、河川整備計画で定める断面まで掘削等する工事であり、掘削に伴い副次的に土砂等が大量に発生することになる(河道掘削工により発生する土砂等を「建設発生土」)。

また、樹木伐採工は、河道掘削工を実施する前やその実施に合わせて、河道掘削工を実施する範囲内に繁茂している樹木を伐採等するものであり、地上の樹木を伐採した後に、土中に残された樹木の根(以下「根株等」)を取り除く除根等の再繁茂防止対策を実施するものである。

(2) リサイクル原則化ルールの概要

同省は、建設副産物の再生利用の促進等を図ることを目的として「リサイクル原則化ルール」(以下「原則化ルール」)等を策定して、地方整備局等に通知している。原則化ルールによれば、同省が発注する建設工事における運用として、建設発生土の工事現場からの搬出については、原則として、50kmの範囲内の他の建設工事現場等へ搬出することとされている。そして、原則化ルールは、都道府県等に対しても周知されている。

(3) 建設発生土の工事間利用を促進するための取組

同省は、建設発生土の工事間利用を促進することなどを目的として、公共工事土量調査(以下「土量調査」)を実施している。

土量調査は、各地方整備局等が調査事務局となり、公共工事の発注機関である国、都道府県、市区町村、独立行政法人等を対象として(これらを「対象機関」)、年1回又は複数回実施されている。土量調査の対象は、原則として1,000m³以上の土砂の搬出又は500m³以上の土砂の搬入を予定している工事等であり、工事ごとに、土工を実施する期間、土質区分、土量等の情報で構成される土量調査データが作成されている。そして、対象機関には、土量調査データが配布されるなどしており、そのデータを工事間利用の調整に活用することができるようになっている。

2 検査の結果

9地方整備局等管内の12河川事務所等及び19道県等の計31事業主体が、平成30年度から令和3年度までの間に河道掘削工及び樹木伐採工を合わせて実施したり、いずれかを実施したりした工事(直轄事業計192契約、これに係る事業費計470億4980万円、交付金事業計1,303契約、これに係る事業費計826億6073万円(交付金交付額計409億2218万円))の計1,495契約を対象として検査した。

(1) 建設発生土の処分費等の状況

上記1,495契約のうち、2河川事務所等及び16道県等の計18事業主体が実施した374契約において、

計1,635,514m³の建設発生土が有償により残土処分場等へ搬出されていた。

そこで、上記の374契約について、事業主体が活用することができる土量調査データを基に、当該工事場所から50kmの範囲内に土砂の搬入を予定している他の建設工事があり、工期及び土質区分を考慮して当該他の建設工事への搬出が可能だったか、その場合、そこまでの運搬費を考慮したとしても、建設発生土の処分が経済的となるものであったか確認したところ、^(注1)9県の9事業主体が実施した20契約において、この条件に該当する建設工事が見受けられた。したがって、上記の20契約においては、土量調査データを活用し、対象機関等の関係者(以下「関係者」)との調整が整えば、建設発生土を工事間利用することができた可能性があったと考えられ、その場合には、建設発生土の処分が経済的となることに加えて、建設発生土の有効な利用の促進にもつながることになると思料される。

しかし、上記の9事業主体においては、土量調査データを活用するなどによる建設発生土の搬出先となる建設工事の把握、関係者との調整等の取組が行われていなかったことなどから、当該20契約に係る計45,450m³の建設発生土が工事間利用されることなく有償により残土処分場等へ搬出されていた。

そこで、関係者間の調整が整い、上記45,450m³の建設発生土全てが有効利用できたとして工事費を試算すると、搬出先となる建設工事の現場までの運搬費が計1億1965万円(交付金相当額計5982万円)となるものの、処分費が不要となることから、当該20契約に係る運搬費及び処分費の合計額1億9830万円(交付金相当額計9915万円)と比べて計7864万円(交付金相当額計3932万円)工事費が低減される状況となっていた。

(注1) 9県 埼玉、新潟、山梨、愛知、山口、香川、福岡、佐賀、大分各県

(2) 除根を伴う河道掘削における掘削土量の算定状況

前記1,495契約のうち、5河川事務所等及び16道県等の計21事業主体が、除根を伴う樹木伐採工と河道掘削工とを同一契約において実施していた448契約について確認したところ、2河川国道事務所等及び^(注2)7道県の計9事業主体が実施した51契約においては、伐採樹木の除根を行う前に掘削土量を算定していて、掘削土量に掘削箇所の中に存在していた根株等の体積分の数量が含まれていたのに、これを控除していなかった。そこで、これらの工事において産業廃棄物として搬出された根株等の体積に運搬費等の単価を乗じて試算したところ、河道掘削工に係る掘削費等及び建設発生土に係る運搬費、処分費等の工事費の合計額1548万円(直轄事業計166万円、交付金事業計1381万円(交付金相当額計713万円))が過大に算定されている状況となっていた。

(注2) 2河川国道事務所等及び7道県 姫路河川国道事務所、札幌開発建設部、北海道、青森、山形、新潟、福井、長野、山口各県

このように、事業主体において、関係者との調整等の取組が行われていなかったことなどから建設発生土が工事間利用されることなく有償により残土処分場等へ搬出されていた事態及び掘削土量に掘削箇所の中に存在していた根株等の体積分の数量が含まれていたのにこれを控除していなかった事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

3 国土交通省が講じた改善の処置

同省は、4年9月に各地方整備局等に対して事務連絡を発して次のことを周知するとともに、地方整備局等を通じて都道府県等に対しても同様に周知するなどの処置を講じた。

ア 建設発生土について、土量調査データを活用するなどして関係者との調整等の取組を行うことなどにより、経済的な処分が見込まれる場合には、他の建設工事に有効に利用することにより、建設発生土の有効な利用の促進に資するとともに、建設発生土の処分に係る工事費の低減を図ること

イ 河道掘削における掘削土量について、伐採樹木の根株等の体積分の数量を控除して適切に算定すること